

住民税非課税世帯などへ臨時の特別給付金

内物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の生活を支援するため臨時の特別給付金（1世帯当たり3万円）を支給
 令和5年4月1日時点で市に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯

- 令和4年度の住民税非課税世帯で、本市から価格高騰緊急支援給付金（5万円）を受給した
 - 令和5年度の住民税非課税世帯で、①の給付を受けていない
 - ①②以外の世帯で、令和5年1月以降に家計が急変し、収入などが住民税非課税世帯と同じ水準になっている
- 支給時期／①6月上旬より随時振り込み予定
 ②③7月下旬より随時振り込み予定
 問生活福祉課 529-5067

家庭用剪定枝破砕機を貸し出します

実施期間／令和6年3月29日（金）まで
 内家庭から出る枝を資源化するため、枝葉を破砕し、チップ化する剪定枝破砕機の貸し出しを行います。
 対市内在住の方
 貸出台数／1回当たり1台
 貸出場所／佐藤マシナックス工務（八島田字時田4-1）
 貸出期間／1回につき、5日以内

福祉

スマートフォン活用推進員養成研修（福島会場） 無料

時6月26～28日（3日間）午前10時～午後3時 場コラッセふくしま 内高齢者にスマートフォン等の基本的な操作を教えるための知識を学ぶ 対市内在住で60歳以上の方（スマートフォン利用者で、基本操作ができる方）
 定10人程度（先着順）
 持ご自身のスマートフォン
 申6月12日（月）までに、①持参②ファクス③郵送で
 ※申込書はシルバー人材センターなどに備え付けるほか、シルバー人材センターHPに掲載します。
 問市シルバー人材センター 531-2511 531-8274

要約筆記者養成講習会

時7月1日～10月14日（土曜日全12回）午後1～4時
 内耳の不自由な方のために話し

申佐藤マシナックス工務（559-1111）へ電話で事前予約
 問ごみ減量推進課 525-3744

アクリル板パーティションの廃棄は適正に処理を

内飲食店や事業所などで不要となったアクリル板は、産業廃棄物のため市では収集できません。リサイクル業者や産業廃棄物処理業者に依頼するなど、適正に処理してください。
 問廃棄物対策課 529-5266

国保年金

付加年金で年金受給額を増やせます

内毎月の国民年金保険料に400円を上乗せして支払うことで「200円×付加保険料納付月数」の付加年金を老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。加入希望の方は、お申し込みください。
 対国民年金保険料を現在納めている第1号被保険者の方
 持年金手帳または基礎年金番号通知書・本人確認書類
 申国保年金課または各支所・出張所の窓口で
 問国保年金課 525-3738 東北福島年金事務所 535-0141（音声案内）

後期高齢者医療制度 一定の障がいのある方（65～74歳）の加入

内後期高齢者医療制度は、75歳以上の方の医療保険制度ですが、65～74歳の方で広域連合の認定を受けると後期高齢者医療制度に加入することができます。
 対次のいずれかに該当する方
 ①身体障害者手帳1～3級、4級の1部
 ②障害基礎年金1・2級
 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級
 ④療育手帳の障がいの程度が重度
 申①身体障害者手帳など、障がいの程度を確認できる書類②現在加入している保険証③はんこを持参の上、ご相談ください。
 問国保年金課 525-3724

農業者年金「現況届」の提出を忘れずに！

内農業者年金基金から「現況届」が送付されます。受給者は忘れずに提出してください。
 申6月30日（金）までに農業委員会事務局、各支所・出張所、最寄りのJA窓口で
 問農業委員会事務局 525-3779

税

新築・増築家屋などの訪問調査実施

内固定資産税の評価額算定のため、訪問調査を実施します。職員は顔写真入りの身分証明書を携帯しています。
 対①令和5年1月2日以降に新築や増築をした家屋②事業用償却資産（構築物など）
 問資産税課 525-3716

令和5年度個人市・県民税（住民税）の納税通知書を送付

発送予定日／6月15日（木）
 ※個人市税・県民税が非課税の方には通知書を送付しません。
 対①納付方法が普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方②公的年金からの特別徴収（年金差し引き）の方
 ※給与からの特別徴収（給与天引き）の方はお勤め先へ送付済みです。
 ※3月16日以降に申告書を提出した方は、通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、第2期分以降で税額変更を行った上で改めて通知します。
 問市民税課 525-3792、525-3712

市・県民税第1期 納期限は6月30日（金）

内市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリもご利用できます。
 ※詳しくはお問い合わせください。
 問納税課 525-3717

こもの作り教室

時7月19日～11月15日の毎月第3水曜日（全5回）午後1時30分～3時30分 内糸糸を使用して、こものなどを作成 講ニットサロン・MOCOの丹治知子さん
 対市内在住の障がい者の方（障害者手帳などをお持ちの方）
 定10人（先着順） 料500円
 申7月5日（水）までに電話か①住所②氏名③生年月日④電話番号⑤障がい区分・等級を明記の上ファクスで

6月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。
 場問腰の浜会館（火・日曜日を除く午前9時～午後5時）
 533-5261 533-5262

6月の各種相談 無料

| 相談内容 | 相談・予約・問 |
|---|--|
| 法律（弁護士）要予約（※年度内1人1回） | 市民相談室 535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分 |
| 市政・一般（生活課相談員） | 県司法書士会福島支部 529-7331 |
| 登記（司法書士） | 県公共福祉登記士地家屋調査士協会東北支所 531-0986 |
| 土地家屋調査（土地家屋調査士会） | 相談／ 521-8331 問／福島行政監視行政相談センター 534-1101 |
| 行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで） | 県社会保険労務士会 526-2270 534-5432 ※Zoomでも対応可 |
| 年金・労働（社会保険労務士）要予約 | 法テラスサポートダイヤル 0570-078374 |
| 法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールフォームで） | 法テラス福島 0570-078370 |
| 法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など）要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料 | 県政相談コーナー 521-4281 |
| 交通事故 | 消費生活センター 522-5999 |
| 消費生活（生活課消費生活相談員） | 消費生活センター 522-7867 |
| 多重債務110番（生活課消費生活相談員） | 多重債務・消費生活法律相談（司法書士）要予約 |
| 多重債務・消費生活法律相談（司法書士）要予約 | 権利擁護センター 533-3341 533-8879 @kenriyougou@f-shishakyo.or.jp |
| 社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで） | こども家庭課 525-3780 |
| 配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） | 県労働委員会事務局 521-7594 |
| 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど | 総合労働相談コーナー 536-4600 0800-8004611（労働者フリーダイヤル） |
| 労働困りごと相談窓口 | 福島労働局雇用環境・均等室 536-4609 |
| 労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談） | 市社会福祉協議会 563-7765 533-5262 @soudan-shien@f-shishakyo.or.jp |
| 職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など | みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 |
| 障がい者差別相談窓口（電話・ファクス・メールで） | 定住交流課（市国際交流協会事務局） 525-3739 533-5263 @teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp |
| 人権なんでも相談 | 県国際交流協会 524-1316 521-8308 @ask@worldvillage.org |
| 外国人の生活相談 | 県国際交流協会 524-1316 |
| 外国人住民のための相談窓口（来所・電話・ファクス・メール・LINEで） | |
| 外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約 | |

